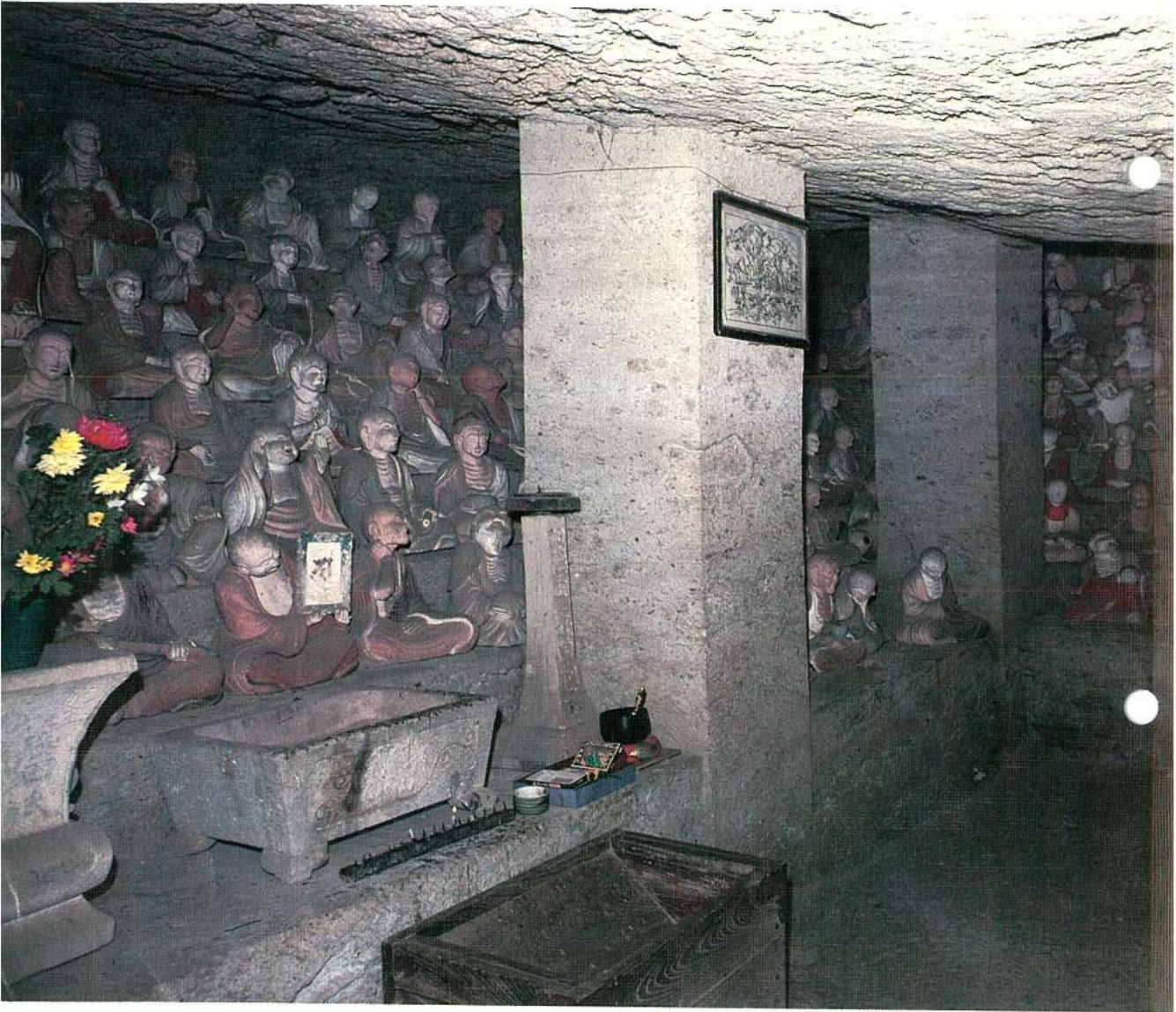


天領

第4号
1982年12月



大田邇摩法人会会報

目 次

知事室を訪ねて	1
税務調査から見た非違事例	2
企業訪問 わが社の経営方針	3
意見交換 税を知る週間	4
税務署 人事紹介	5
相談コーナー	5
発想の転換を	6
島根中央信用金庫理事長	
囲碁コーナー	6
直税部長と中国法人会会長との対談	7
新役員紹介	9
改正商法における取締役及び監査役	10
経営者大型総合保障制度	10
将棋コーナー	11
ミニ税務コーナー	12
編集後記	12

五 百 羅 漢

大田市大森町の石室山いしむろやま・羅漢寺の岩山に、石造五百羅漢はさまざまな表情で、紫色の闇に坐っている。ほほえんだ顔、冥想する姿、阿羅漢の声のないどよめきの風情は、石見銀山600年の盛衰のドラマを語りかけているようにも思えてくる。

寛保2年、月海浄印の発願で始まった羅漢さんの築造は、25年の歳月の流れの中で出来上った。その間の宝暦9年10月、月海さんの死で建立は一時ストップしたが、家重將軍の弟、田安宗武や田安家の奥女中の寄進で、残りの103体がまとまり、明和3年4月に完成した。三百水の岩山の右の岩窟に250体と木蓮尊者、左には251体と阿南尊者、真ん中上段の岩屋には釈尊像が、文珠、普賢の両菩薩を従えて鎮座し江戸時代中期の羅漢信仰の雰囲気、いつしか私たちを200年余りの昔へ誘いこんでしまう。

(石村 瀬久記)

知事室を訪ねて

九月三日(金曜日)大田遯摩法人会広報部会員五名は、島根県庁の知事室を訪問。

お忙しい最中、時間を割いて頂き、法人会活動の指針とすべく知事と懇談いたしました。以下当日の対談内容の骨子のみ記載致しました。



(渡辺) 本日も伺い致しましたのは、大田遯摩法人会広報部会が出来て三年目でございますが、この機会に知事さんのお話を承り、会報に掲載致したく思い、お訪ねしたわけでございます。当地区においても、従来か

(知事) おっしゃるとおり税金を考えるだけの組織ではだめだと思えます。大田遯摩法人会の会則をみますと、第三条で、本会は会員の税務並びに経理事務の向上と企業経営の合理化を図ってゆく、とうたつてありますが、これは非常に大切なことだと思えます。

(木村) 我々の法人会は、毎月法人学校と称して講習会、講演会等を長く続けており、我々の視野を広げるためには、大変に役立っております。



(和田) 私は温泉津町で会社を経営しておりますが、日頃は、大田の方々とのお付き合いが少ないですけれども、この法人会という組織を通じて色々な方々を知ることが出来、大変良いと思

っております。

(知事) こういう会を通じて、人と人、又企業と企業のふれあいが出ることは大変良い事だと思えます。



(渡辺) 次に昔から石東三郡といわれ、歴史的にも、地理的にも、又経済的にも密接な関係にある邑智郡が税務署所管が異なるため、法人会を一つに出来ないのは甚だ残念に思っています。

(知事) そうですね。この問題は国税局の管轄であります。まず大事なのは、地元住民の意向であり、それを大いに反映させていく努力が大切だと思います。邑智郡は石東広域圏に入っており将来的には色々問題もあるかも知れませんが、又、大田市の将来を考える場合、中心的商工業が少な

いように思います。

(木村) その通りだと思います。大田市には地場産業的なものが少ないと思えます。又教育面でも、大田市には高等学校が他市に比べて少ないのも残念に存じます。



(大野) それに関連致しまして、筑波学園都市のような都市づくりについてはどうでしょうか。

(知事) 学園都市づくりは大変結構だと思いますが、地域的にまだまだと考えます。大田市の高等学校の件については、現在、大田高校、それに隣接して遯摩高校、邑智高校と一応はあるのではないのでしょうか。

(木村) 次に観光面でございますが、現在県内の観光客は総体的に減少しておる

と思いますが、大田市の国立公園三瓶山の観光客も伸び悩み状態だと思います。よって、受入れ側等の再検討をする必要があるのではないのでしょうか。

(知事) おっしゃる通り、観光客は全体的に減少しておりますが、大田市だけは逆に伸びているのではないですか。



(木村) 以前県の観光課長の北條氏が広域観光ルートの説明会において、国立公園三瓶山を中心とした、広域観光ルート設定のお話を聞いたことがございます。

(知事) そうですか。現在県内の観光客は、津和野方面からと、松江市、出雲市方面からと入ってくるものの三瓶には宿泊せず素通りの傾向が見られ逆循環して

いるように思いますね。

現在県では、観光面だけではなく島根県のビジョン策定について県職員の若手で研究する組織を設け、作成に努力しております。今までに三回位、報告書が出ておりますが、これからも随時研究して良いビジョンが出てくるものと思っております。

(渡辺) お話は変わりますが、国道375号線の拡幅工事は、いかがお考えでしょうか。

(知事) 国道375号線の改修工事は、重点主義で行なう予定でございます。

(渡辺) そうですか。それは大変うれしいことです。



(勝部) 最後に一つお聞かせ下さい。

現在くにびき国体が目前にせまり何かとお忙がしいとは思いますが、このくに

びき国体が終わりますと、現在の不況がさらに深刻化するのではないかといわれておりますが、今後の景気の見通しについてお聞かせ下さい。

(知事) まったくその通りだと思います。

県といたしましても、このくにびき国体終了後は、あまり公共的な投資は出来ないと考えていますので、これからの中小企業は、経営の合理化等々に力を入れこの難局を乗り切っていただきたいものと思っております。

(渡辺) よく分かりました。それでは、時間も参りましたので本日の知事室訪問を終らせて頂きます。

恒松県知事さん、貴重な時間本当にありがとうございました。

以上のような懇談を行い我々一行は、一時間三十分の時間ではあったが、時のたつのを忘れてしまう感じであり、まだまだ話を続けたい思いにかられながら、知事室を後に致しました。

税務調査から見た非違事例

PART 3

欠損申告法人は、実質

当署管内における昭利五十六法人税務務年度(五十六年七月～五十七年六月)の法人税申告状況は景気の低迷を反映し、黒字申告割合は過去十年間で最低の五三%に落ち込んでいます。また、同年度中に申告を要する法人数は四八七件(休業、清算中法人を除く)で、このうち申告のあったのは九七・七%に当たる四七六件と、ほぼ前年並み。

しかし、申告の内容をみると、約半数近くにも達する二一七件が赤字申告となつています。これは、オイルショックの影響を受けた五十年度を下回る過去十年間で最低の記録となつています。

そのため税務調査においては、業種および企業経営

者個々の経営実態確認のため、調査を実施してみますと、よく見受けられる非違事例として次のような事項がありますので、既に提出されている申告書並びに今後の申告期においては、充分見直しのうえ、正しい申告と納税をいただきますようお願いいたします。

- 一、新聞、テレビ等の報道に基づく経済情勢を、単的に受け入れて経営業種とは異質と思われる業種までも売上金を翌期に繰延べたり、期末の実地たな卸を省略する等による赤字決算しているもの。
- 二、減価償却資産の取得費を消耗品費、修繕費等として取得年度の損金経理をしているもの。
- 三、「赤字申告をしておけば税務調査には来ないだろう」という考えから仕入を過大に計上したり、

経費を増加しているもの。
四、原材料の転売収入、機
械等のチャーター料収入、

及び受人保険料等を、雑収
入に計上していないもの。
(石見大田税務署)

企業訪問

わが社の経営方針



有限会社 三谷鉄工所

代表取締役 三谷 策郎

(資本金二百五十万円
従業員 十五名)

昭和二十一年三月、大田町の駅前、亡父により鉄工業を開業、いわゆる鍛冶治から始まった訳です。

当時、大田には二十数軒もの鍛冶治があつたと聞いておりますが、年々と時が流れるに連れて、需要の変化、製品の進歩、量産化が進み時代のニーズに応じられなくなり、転廃業を余儀なくされその数は年々減少し、現在その部門を残している会社が一軒だけとなりました。私共の会社もしかりで

あり、昭和三十四年に柳井に移転し徐々に建築鉄骨の分野に業態を交換せざるを得なくなつて参りました。

私は学校卒業後、建設会社であります、鞆奥村組に入社し、そこで二年間建築の現場を勉強し、四十七年に、当時病氣療養中の兄、高齢になりました父に変わつて家業を継ぐ為に帰つて参りました。そして五十年に会社を引き継ぎ以来七年。七年のキャリアはまだまだ世間に通用するものではあ

りません。私自身それを十分に承知しているつもりです。で、営業活動をしながらも工場加工もしなければなりません。現場での作業もしなくてはなりません。

言うならば、只今修業中の身であり精一杯仕事に立ち向つている日々であります。そんな私がこのような欄でモノを申し述べるのはいさか僭越とは思つたのですが、日頃感じていた事、考えている事などを少し述べてみたいと思ひます。

「鉄骨業の経営に夢を」

なる程私共の会社は、三十六年の歴史がございますが、しかしここに働く社員は私よりも後で入社した若い人がほとんどで、これからどんどん勉強して頂き、技術の向上を計らねばなりません。そういった意味でも私は決して古い会社だとは思つていません。若い会社なんだと認識しています。そしてここに働く若い社員

造りを基本とし、立派な製品造りを通じてお客様の信用を得ることをモットーとしております。

「儲け」というものはお互いの信用の中から生れてくるものではないでしょうか。

昨今の厳しい経済環境の中、長い不況の入口に差し加つたばかりとも言われる現在、まして万年不況業種のともいわれる鉄骨加工業の経営に夢をなどと申せば笑われるかも知れませんが、私は常に企業というものは将来に夢を、言いかえればビジョンを持つて進まなければならぬと考えています。私が会社を引き継ぎました当時、設備は少なく旧式であり、加工方法も工程も非能率的であり、作業環境も暗く狭隘であり、また技術者各種の資格取得者も不足している状態でした。「これではいかん。今に業界から取り残されてしまう」と考え、早速近代化に取り組みました。といつても資金がありませんので、設備投資

に比べれば比較的少ない投資で出来る人材の育成から手掛けました。

日本溶接協会、全国鉄構工業連合会等に進んで入会し技術情報、教育情報などを入手し、各種の試験、講習会等に積極的に参加し、現在では超音波探傷検査技術者、溶接管理技術者、鉄構管理技術者、JIS溶接工に至つては全員が資格を取得、又各種の作業主任者の資格取得、各作業の特別教育等も全員に渡つて行い、工場設備につきましても、年々少しづつではあります機械化を進めて参りました。切断、穴あけ、溶接等の工程に省力化設備を導入し工程のライン化を図つた。その事が加工能力を上げ、製品のバラ付をなくし、品質の向上をもたらし、ひいては作業環境の改善にも役立つたわけですね。そして、さらに加工工程の省力化、合理化を進め、将来的にはロボット化への期待を夢見るのであります。

近年鉄骨加工業界は急速な変化を見せています。それは、鉄骨の品質確保に対する意識の高まりです。全国的な規模で、品質の確保向上の為に研究、勉強会が行われています。そして今では、全国鉄構工業連合会による工場認定制度も法制化され、建設省により工場認定が行われるようになります、私共の会社もお蔭様で五十四年に認定工場になる事が出来ました。

建築鉄骨の仕事は近年になって急に伸びてきた分野であり、十数年の歴史の業者も少なくないようです。そういう意味では、この業界は未開拓産業、あるいは未成熟産業といえるのではないのでしょうか。今後、鉄骨の加工、鉄骨の品質の重要性に対しさらに理解を深めて頂き、私達加工業者と得意先であるゼネコンとが、お互いに信じ合い切磋琢磨して、すぐれた構造物を造り上げて行きたいと考えています。

意見交換

税を知る週間行事

税務署との意見交換会

大田遯摩法人会は毎年税を知る週間に合せて、東部大田、西部の三会場に別れて税務署と法人会員との意見交換会を開いています。

十一月五日午後二時より波根町の水明館にて開催された。税務署からは森笠署長、吉本統括官、原調査官、税理士会からは、川上税理



東部地区意見交換会風景

士、当法人会からは天崎会長、伊藤副会長、事務局、会員二十三名の出席がありました。

法人会事務局の紹介で、

森笠署長の新任挨拶を頂き意見交換会に入った。

松井氏を座長として、交換会の主旨説明がなされた。発言内容について個人的には調査対象にしないので、

活発な意見が求められた。平素会員は税務署と親しく

膝を交えて話し合える機会が少なく、日ごろより税法上、不明な点をどしどし質問してほしいと前置がなされた。

貸倒れ処理についてのスライドを見、今日の不況時にありそうなることからなので会員には大変興味深いものであった。

意見交換会の内容は次のとおりであります。

石見大田税務署管内には法人の本店があるものが五百社あるが税務署の実地調査がなされているのは年間五パーセント程度である。

調査される期間は最低三年間分、その内容によっては五年間分の調査がなされる場合もある。

調査の結果、その非違事例は売上では期末時点の繰り延べ計上、仕入では期末の積送品関係、経費では、同族会社の場合、会社と個人の区別がつかない、

実際費が一般経費としておちている場合がある。

日常もつとも多く関係があるものに印紙税があり、種々様々な事例があり、解決しにくいことがある。

印紙税の改正時には、是非講習会を開いてほしいとの要望が出された。税務署では要望があれば業種ごとに説明会を開く用意があるとの解答がなされた。書類によつては判断しにくいもの

があるので、間税担当の事務官に相談してほしい。又、印紙額がまちがった場合には、不足額の三倍が課せられ、当地でも非違事例が多く見られるので注意してほしいものです。

スライドにあった債権償却特別勘定は税務署長の承認がなくても五十パーセントまではできる。貸倒れに關して備忘価格を一円とし残しておくのはなぜかとの質問に、その処理上で貸倒れ損失を重複してあげるおそれがあるからであると説明がなされた。

その他色々な質問が出ましたが、紙面上で紹介することができず割愛致します。

このように年一度の意見交換会も、年々盛況となり会員の税に対する考え方も変わってき、署に気軽に相談に行ける雰囲気が出てきたように思えます。

今後この交換会が益々盛況になるのは、会員諸氏によるものと思います。会員多数の参加を切望致します。

石見大田税務署人事異動

七月十二日付で人事異動が発令になり、新署長に森塾博氏（松江税務署副署長）総務課長に吉川正治氏（広島国税局厚生専門官）が着任されました。（一）は前任地

ごあいさつ



税務署長
森塾 博

七月の異動により、石見大田税務署長としてまいりました森塾でございます。前任の米原署長同様よろしくお願い致します。

大田邇摩法人会におかれましては、皆様方の積極的な御努力により活動も飛躍的に拡大が図られ着実な発展を続けておられますことは誠に御同慶に堪えません。皆様御承知のとおり、わが国の財政の再建は、今や緊急かつ重要な課題でありまた行政改革論議を背景に広く行財政のあり方が問われており、その一環として税制や税の執行に対する国

民の期待関心は一層高まっております。このよう

な環境の中で、私ども税務に携わる者として法に携わることが、私ども税務人協会が事業活動を通じて、適正な申告と税知識の普及に御尽力をいただいておりますことを心強く思っております。

今後とも法人会の発展のため、できる限りのお力添えをしてみたいと考えておりますので、なお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、大田邇摩法人会と会員の皆様方の一層の御発展を祈念いたしまして、ごあいさついたします。



総務課長
吉川 正治

【質問】当社の役員のうちには、役員としての職務のほか、使用人なみの仕事にも従事しているものもいますが、どのような条件が備われば税法上使用人兼務役員として認められますか。

また使用人

相談コーナー

兼務役員に対して使用人分賞与を支給したいと思いますが、これは損金にしてよろしいでしょうか。

【回答】ひと

口に会社役員といつてもオーナー経営者から役員とは名ばかりで、まさに使用人といった方が、ピッタリの役員までその形態はさまざまだと思います。

ところで、使用人兼務役員とされない役員は次に掲げるものであり、それは商法上表見代表取締役等の規

定も存することから形式的に判定することとしています。

(1) 社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、清算人

(2) その他これに準ずる役員
合名会社や合資会社の業務執行社員

(3) 監査役、監事

(4) その他、同族会社の株主等である使用人のうち次の①から③までのすべての条件に該当するもの。

① その使用人が持株割合の最も大きい株主グループから順次その持株を合計した場合に、その持株割合が始めて全体の五〇％に達するまでの株主グループ（第三順位まで）に属すること。

② その使用人の属する株主グループの持株割合が一〇％をこえてい

ること。
③ その使用人の持株割合が五％をこえてい

なお、この場合の専務取締役とが常務取締役というのは、定款等の規定、株主総会又は取締役会の決議等によりこれら職制上の地位が付された役員をいいますので、何らの決議も受けていない、いわゆる名刺専務等については、この限りでなく実情で判断することとされています。

いいかえれば、使用人兼務役員として認められるには前項(1)から(4)に掲げた役員に該当するものでなく、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事していることが条件となります。

又、使用人分賞与については他の使用人の賞与と同時期に支給し、その額が職務に対する相当な額であれば、損金経理することを条件に税法上損金算入ができるとされていますので、以上のことをあわせて検討されたいと思います。

（竹下税理士）

発想の転換を

島根中央信用金庫理事長 本田 鉄市



今年を振り返って見ますと、手探りの一年ではなかったかと思えます。

年の初めには、年末には何んとか景気に明るさが出て来るであろうと経済誌にも書かれており、又そうした希望を持って新年を迎えたことでした。ところが、日が立つに従って段々と暗い要素のみ表れ、県民が待望していた団体も無事成功裡に終り、さてと考えた時これと言つて景気の良くなる材料は見当りませんでした。

そうこうするうち早くも歳末を迎えることになり、不景気なためか月日が立つの

が非常に速く感じられます。

当地方の景況をみましても業種間の格差、他業種との跋行性等良い方と悪い方の開きが益々出て来るように見受けられます。竊業も一部滞貨がみられるし、建築関係も仕事のある処とない処が目立ちつつあるように思われます。又住宅公庫融資の申し込みも十一月以降、金利の二段階制採用により十月締切は多少当金庫取扱

いも増加はいたしましたがこれも大田地区の景気刺激となるようなものでもありません。折角の農産物は豊作と言われており、年末商戦の盛り上りを期待している次第です。

したが、これとて後向きの資金が多く景気上昇に伴う増加運転資金ではなく、企業家の皆様の不況の現れではないかとみています。

十二月以降三月までは年末資金の手当、国債、政保債の引受けに加えて地方財政資金の継続資金等の需要が予測され、多少資金が窮屈になつて来るものと予想されます。歳末になつて不測の事態にならないよう早目に取引金融機関とご相談されるのが得策ではないでしょうか。

今年是不況の年であつたと言うより、このような業況が低成長時代の姿であり今後はむしろこれが当たり前であるという認識にたつて意識と発想の転換をはかり企業のものからの発展策を考へて行かねばならないと思ひます。

特に当地方のように地場産業により域外から金を持つて来る企業が少なく、国県、市町村等に対する依存度の高い経済基盤において

は、赤字財政下不況色が一層強くなつてくることも考えられます。

そこで何時までも高度成長時代の好況を懐しがらず、

囲碁コーナー

巧防、首点の手筋
今回は「石の下」を紹介いたします。この形は石の下の典型的な基本型です。黒が生きるにはどう打てばいいでしょうか。どう打つても生きそうではないが、そこが碁の面白さ。さてどう打つか？

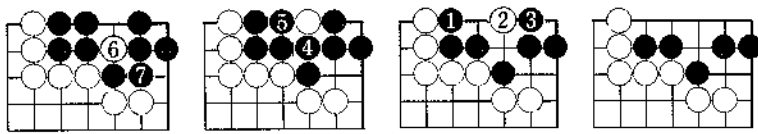
1図 フトコロもせまいしダメもつまっています。

どうにも生きられそうもありませんが、とにかく、なにか打たなければなりません。黒1とフトコロを広げる。これしかありません。むろん、白2とオイでくるに決っています。黒3もこの一手。

2図 白4とアテれば黒5と取るほかありません。

3図 つづいて白6とホウリコんでくるのは必至ですが、石の下はここがポイントになります。取つたらお終り。取らないで黒7にツギます。ところが多くの場合、黒四子もつたいない、とつい取ってしまう人が多い。注意していただきますよう。

4図 白8と黒四子は取られてもいいです。石の下は石を取らせたあとと形が問題になります。5図 このケースはヌキアトがよい形になっています。すなわち、生き。石の下の典型的パターンです。まだまだたくさん石の下の面白い例があります。またの機会に。



直税部長と中国地方法人會連合會會長との対談

直税部長
川又新一郎
中国地方法人會
連合會會長
篠原康次郎

のレベルをアップしようというものであり、非常に成果を上げています。

名古屋国税局と広島国税局

〔モデル法人會〕
〔會長〕 法人會は現在、①申告納税制度の確立②相互信頼に立つ円満な税務行政への寄与③企業経営の健全な発展の三点を目的として活動しています。

法人會がいろいろ行っている施策の中で、注目すべきことは「モデル法人會」の制度です。この制度の目的はモデル法人會が実践した施策の成果を研究発表會を通じて発表し、法人會全体

内だけでしか行っていないこの制度を、全国法人會總連合が全国的に広めたいというところで、全国法人會總連合主催のモデル法人會の研究発表會を来年二月に、広島市で行うと聞いています。中国地方法人會連合會からは、尾道法人會が研究発表會を行うことになって

〔部長〕 モデル法人會に指定された法人會は、テーマがあつて目標があり、みなさんに注目されているというところで、活動も積極的になると思っていますね。

〔法人會の重点施策〕
〔部長〕 中国地方法人會連合會としての重点施策といつたものがありますか。
〔會長〕 會員の間に、法人

會對する認識はだんだん深まってきているようですが、必ずしもまだ十分でないようです。みなさんに理解し認識してもらうためには、なるべく多くの法人に法人會に入っていたり、これが必要だと思いますね。それから、第二点は企業経営を強化するため勉強會

の開催です。企業そのものがよくなるなら、納税協力もなかなかできませんからね。
第三点は納めた税金が正しく使われているかどうかといった、税金のゆくえにも関心を持っていただき、国の財政について、法人會の意見として上申するといったことも必要だと思います。



〔部長〕 法人會の加入割合をみてみますと、東京、関東信越国税局管内が非常に高く、六割を超えています、全国平均は、五四・七%（五十六年六月現在）で、広島は、全国平均より少し悪いかなといったところですね。

問題は、赤字法人の中にも調査してみたら、実際は黒字という法人もありますので、適正な申告の方向に向かつていただきたいと思つています。
〔會長〕 調査の結果から見た申告納税で何か感じられ

お願いしておきます。われわれの方で一番期待していますのは、適正な課税への協力をお願いしたいということです。
〔會長〕 それは、法人會の仕事としてぜひやっていきたいと思つています。

たことはありませんか。

(部長) 申告をしていただいた、法人の約一割の法人に対して、調査をし、適正に申告しておられるかどうか、みていますが、すべてが必ずしも適正でないようです。

調査をした中で、八四％の申告漏れがあります。これは、もちろん全法人の八割が申告漏れということではありません。また、調査したもののうち、二七％強が不正な計算をして、重加算税の対象になっているという点が、依然として問題です。

税務署の法人担当職員数は、三十年前に比べ三倍程度の伸びに対し、法人数は十倍以上になっていますので、調査にも限度があり、全般的な申告水準を上げるためには、指導、相談、広報といったものも大変重要になっています。

もちろん、調査という大きな柱は重要です。納税者の方は、自分の所得は自分

で把握しており、それに基づいて税額を申告していただくというのが、申告納税制度です。

これに対し、税務署は納税者のインシアチブに期待しているのですが、中には所得の漏れもあり、例外的に不正計算もあるということで、調査でもって、最終的に担保せざるを得ないことになっているわけですから、自主申告制度の基本としても調査は大切です。

(会長) 今後の調査の方針などについて伺いたいと思いますが。

(部長) そうですね。第一点は、今後の調査は特に悪質重点でいき課税が公平でないという一部の納税者の方の不満を解消していきたいと考えています。

第二点は、税務上、問題のある法人とそうでない法人といったようにいろいろ区分し、その区分に基づいた事務運営を、今後も行っていきたいと考えております。

第三点は、赤字申告法人を調査してみたら、実は黒字だったということでは、適正申告をしている法人との間に不公平がありますので、赤字申告法人に対しても、しっかりと調査をしていきたいと考えています。

第四点は、同族会社の問題は、同族会社のなかには、課税をできるだけ少なくしようとしている会社もありますので、適正な課税になるように調査を含めた指導をしていきたいと思えます。この中で、高額な役員報酬と、本来であれば自分の所得の中から払うべき家事関連の費用を会社に支払わせているものもありますので、これらを重点的に見ていきたいと考えています。

〔法人会の要望〕

(会長) 法人の立場からいいますと、税負担の公平は非常に大事なことで、これが確立されれば、一段と納税思想も上がり、適正に申

告するようになると思えます。私どもとしては、法人会の趣旨にのっとって適正な申告をしていきたいと考えています。

今後、法人会活動を一層活発にしていくために、四点ほど要望事項を申し上げます。

第一は、法人会員の増強について、国税局、税務署の更に一層の支持をお願いしたいということです。特に、従来から協力いただいている税理士会の協力について、国税局、税務署からも依頼していただきたいと思えます。

第二は、税の知識を普及するために研修会などを行っていますので、積極的に講師を派遣していただきたいと思えます。

第三は、会員の中から優良法人を多く選定していただきたいということです。優良法人がたくさんできれば、法人会の啓もう活動に寄与することは事実だと思えます。

第四は、国税局、税務署の幹部と、法人会幹部の意思の疎通を図ることが必要であるという点です。これは、相互信頼に立つ円満な税務行政のためにも大切ですので、今後ともよろしくお願ひします。

(部長) 法人会の方々をはじめ納税者一般の方々の意思の疎通は大切だと思えます。

優良法人の割合は、一％程度ですが、優良法人が核となり、全体のレベルアップを図ってほしいと思えます。

また、会員増強についての税理士会に対する協力要請、研修会への講師派遣などは積極的にご支援したいと考えております。

(会長) 本日は大変お忙しいところを、ありがとうございました。

(十月十九日)

直税部長室)

通常総会

新役員決る

九月二十日(月)午後三時より、通常総会がグラントホテルにおいて、会員七十九名の参加のもとに開催され、役員が次の通り決まりました。



① 寺戸 武則
大正6年1月27日生
株式会社 島根建材公社
大田市大田町
イ四四五一一〇
④ スポーツ・読書



① 嶋崎 忠夫
大正15年11月24日生
株式会社 富士ドライ
島根リネン
③ 大田市大田町
大田イ四〇三一一
④ ゴルフ



① 石田 弘行
大田マルキ株式会社
大田市静間町一〇五三
④ 釣り・読書



① 俵 隆
昭和12年9月15日生
有限会社 俵建設
大田市大田町
② 吉永一五二一八
③ 釣り・羽毬

法人会顧問・参与

役職	事業所名	氏名	電話	部会
顧問	石州木材	杉谷長一郎	2-0480	
〃	高根中央信用金庫	大西 福蔵	2-5288	
常任参与	島根トヨベツ	本田 鉄市	2-0740	事業
〃	島根建材公社	勝部 康夫	2-2000	総務
〃	税理士	寺戸 武則	2-0860	〃
参与	〃	渡辺 常弘	2-2181	広報
〃	〃	中田 信雄	2-0557	〃
〃	〃	塔村 芳正	2-2171	〃
〃	〃	伊奈 為義	2-1073	〃
〃	〃	千賀 満	2-2511	〃
〃	〃	川上 明雄	5-8534	〃
〃	〃	吾郷 一郎	2-0672	〃
〃	〃	田中 一男	9-0824	〃
〃	〃	竹下 経	2-2181	〃

法人会役員名

会 長	副会長	理 華	天崎 正一	大 田	2-0420	総務
丸天商店	和島屋商店	昭 和 陶 業	伊藤 章雄	大 田	5-2533	広報
大田石油	木村建設	石州水上産業	藤波 和夫	〃	2-4811	事業
白藤洲造	渡覚肥糧	和 和 肥 糧	木村 幸志	鳥 井	2-1045	〃
たけはら	石東スズキ販売	布引商店	有馬 博雄	水 上	2-0372	広報
石東スズキ販売	布引商店	和 和 林 業 商 会	大野 幸雄	波 根	9-0221	総務
和 和 林 業 商 会	和 和 建 設	和 和 食 品	西村 祐二	久 手	5-8255	広報
和 和 建 設	大田マルキ	大田小川商店	竹原鉄太郎	大 田	2-8314	〃
和 和 食 品	大田小川商店	森崎薬業所	大谷 光弘	〃	2-0880	総務
大田小川商店	森崎薬業所	小川 俊郎	大谷 光弘	〃	2-0678	事業
森崎薬業所	小川 俊郎	貴船電機商会	松井 義夫	久 手	2-0619	〃
小川 俊郎	貴船電機商会	たけごし家具	松井 隆	大 田	2-8001	総務
貴船電機商会	たけごし家具	宮主ドライ	和田 正	〃	2-2008	事業
たけごし家具	宮主ドライ	松井清商店	和田 弘行	〃	2-0190	〃
宮主ドライ	松井清商店	〃	石田 敬之助	静 間	4-8411	広報
松井清商店	〃	〃	森崎 梶雄	温 泉 津	5-2636	〃
〃	〃	〃	小川 俊郎	〃	6-0111	事業
〃	〃	〃	貴船 俊郎	仁 厚	仁厚2812	総務
〃	〃	〃	竹腰 和夫	〃	仁厚2001	事業
〃	〃	〃	嶋崎 忠夫	大 田	仁厚2108	総務
〃	〃	〃	松井 順一	久 手	2-0617	広報
〃	〃	〃	〃	長 久	2-0082	総務
〃	〃	〃	〃	〃	2-2111	広報



① 和 田 正
昭和16年1月18日生
協同組合 大田
ショッピングセンター
大田市大田町
大田イ四三〇一一



① 松井 順一
昭和16年7月15日生
有限会社 松井清商店
大田市長久町長久口299-1

① 大谷 光弘
昭和17年3月14日生
石東スズキ販売株式会社
大田市大田町
大田イ四五〇番地三
④ ゴルフ



① 竹原 鉄太郎
昭和20年1月10日生
和 和 建 設
大田市大田町
大田イ六九八一一
④ 読書・旅行



① 氏名・生年月日 ② 事業
③ 現住所 ④ 趣味

改正商法における

取締役及び監査役

会社を新設するに際して「御迷惑はお掛けしませんから!!」とお互い気楽に取締役および監査役を依頼し、又は引受けする例が少なからずあったようです。

今回の商法改正で取締役及び監査役の責任が強化され、時と場合によっては、第三者に対し、連帯して損害賠償の責任を負わなければならない場合があり、ちよつとした不注意が重大事になることもあるので注意が必要であります。

改正商法においては、取締役の欠格事由として次の者を定め、監査役にもこれを準用することとしています。

- (1) 禁治産者又は準禁治産者
- (2) 破産者で復権を得ない者

(3) 商法・監査特例法又は有限会社法上の罪により刑に処せられその執行を受け終り、又は執行を受ける事がなくなつてから二年を経過しない者

(4) (3)に定める罪以外の罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

取締役及び取締役会

新法は取締役と監査役との業務監査の参考に供するため、取締役は三か月に一回以上、業務の執行状況を取締役会に報告すべきものとした。これにより取締役会は少なくとも三か月に一回は開催される必要がある

取締役から取締役会への報告が行われなければならぬ事となりました。

新法のもとで開催される取締役会においては、新たに次の事項も取締役会で決定しなければならなくなりました。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
- (4) 支店その他の重要な組織の設置、変更および廃止

その他重要な業務執行については、必ず取締役会で決定することとしました。

取締役会は、各々の取締役が招集出来るのが原則であるが、取締役会の招集権者(社長の場合が多い)を定める事も出来る。

この場合、社長が取締役会を開催しない場合には、各取締役は社長に対して取締役会の招集を請求できる旨新しく定めました。

取締役会には取締役の業務執行を監督する義務を課しており、この義務を怠つた結果、第三者に損害を加

『10年目の守備固め—自動更新制度』

経営者大型総合保障制度

楽勝ムードやったのに

守りのミスで逆転負け…。

あの1敗は痛かったナ。

勝ちもあれば負けもあるのがスポーツの世界。

戦いぬいたあとは、カラッと笑顔で語れます。

しかし、企業経営が守りのミスで敗れたら…。

想像や仮定すらも許されない、恐ろしい事態です。

力強い守りの要として

10年目の守備固め

—自動更新制度

法人会が会員企業の永続と発展のために、経営者大型総合保障制度を創設してすでに十一年。

経営者大型総合保障制度の保障期間は十年。つまり、ご契約後十年たつと契約が切れてしまうわけですが、この制度は便利な自動更新システムを採用しており、保障期間が満了しても、ご契約者から特に

「万」の事態にも経営基盤を守りぬく力強い備えとして、多数の会員企業の皆様に《安心》をお届けしてきました。

「NO」の意思表示がな

ミニ税務コーナー

うっかり財産の名義変更したとき

財産の名義を変更したり、買入れた財産をその買入れた人でない人の名義で登記したような場合には、贈与があったものとして贈与税がかかります。

しかし、その財産を贈与する意思がなく、うっかり名義をかえてしまったり、名義をまちがえて登記することも見受けられます。このような場合には贈与税の課税を受ける前に、その名義を本来の所有者に戻せば贈与がなかったものとされ

ます。

① その財産の名義人ととなった人が、名義人となつたことを知らず、その財産を使用して収益をあげたり、管理運用していな

い場合。

② 他人名義で財産を取得したことが、深い考えもなく行われたとか、誤って行われた場合。

なお、すでにこの取扱いを受け、内容を知っている人には適用されません。

共働きの夫婦が住宅を買ったとき

夫も妻も働いていて収入がある夫婦が、マイホームなどを購入するときは、それぞれ自分の収入から、貯蓄した預金などを出し合つて、その資金とするのが普通です。

例えば、一千万円の住宅を買い、夫が七百万円、妻が三百万円を負担したとき、その住宅を夫名義にすると、妻が負担した三百万円は、妻から夫への贈与となりま

す。このようなときは、それ

ぞれの負担額に応じて、夫が十分の七、妻が十分の三の持分とした共有名義にすると、夫と妻の間に贈与の關係は生じませんから、贈与税はかかりません。

親の土地に家を建てると贈与税は

親の土地に子供が家を建てたような場合の使用貸借による土地の使用権については、次のような取扱いにより、贈与税はかかりませ

1 建物や構築物の所有を目的として、使用貸借による土地の借受があった場合は、その使用権の価額はゼロとして取扱われます。

2 借地権者から、その土地を使用貸借によって借受け、建物などを建てた場合にも、その使用権の価額はゼロとして取扱われます。

そのかわり、使用貸借により貸付けられている土地や借地権を、その後、相続

や贈与でもらったときは、その土地や借地権は自用のものとして評価することになります。

2の場合には、使用貸借を確認するために、使用貸借による借受者、借地権者、および所有者の連署による借地権の使用貸借に関する確認書を税務署に提出することが必要です。

そのほか使用貸借にはいろいろなケースがあると思

いますので、税務署におたずねください。

正解手順

- ▲6 一金△8 二玉 ▲7 二金 △同玉 ▲7 三銀 △同柱 ▲6 二角成
- ▲8 二玉 ▲7 一馬迄
- 第一手で▲6 二銀とか▲6 二金は角の筋が消えてしまうのでいけません。
- ▲6 一金は取れば頭金で詰みますから、角筋を消さずに敵玉を追うことに成功しております。

編集後記

法人会の役員改選がありました。引続いて広報を担当することになりましたので、よろしくお願ひします。

会員の意思疎通には総会、地区別懇談会等、研修の為に法人学校があります。会報は会員の意見発表の場であり、又会の活動を会員や他の法人会にも知って頂く大切な手段であります。なるべく数多く発行し、数多くの御意見等を掲載したいと思ひますが、今回、漸く第四号を編集出来た程度で今後の努力をお約束したいと思ひます。会員の方の投稿が至つて少く精彩を欠きますので、何事でも結構ですからお寄せ頂きますよう期待しています。

末尾になりましたが、編集に御協力頂きました多くの方々。心から御礼申し上げます。

(広報部)

サワラ・キス・するめ・カレイ等の塩干加工物・高級冷凍魚

ヤマフジ食品加工(有)

代表者 山口カ二

遼摩郡仁摩町 TEL 085498-2105

クリーニングは技術と信用の店

(高級ドライ、和服、ジュータンクリーニング、
防水、防災、一上級技術の店)

株式会社 富士ドライ

大田市久手町刺鹿329-4 TEL (08548)2-0082(代) 有線629-19

創る喜び
着る楽しさ

有限
会社

ふどりや

大田市大田町大田イ300-6 TEL 2-0215

営業部門 ●婦人服地とオーダー●コットン●リフォーム

医薬品・工業薬品・漢方

(有) 山崎薬局

本店 大田市大田町本通り TEL (08548)2-0132

支店 大田市大田町大正東 TEL (08548)2-1561

BOSE 1982年今年“音質”を追求しました。
演出のグレードアップのために。

会館 **にる屋**

大田市大田町 TEL 08548-2-1050

土に生まれ土を活かし

いつの時代も瓦造り一筋に生きる

Ⓕの石州ゆのつ瓦窯元

日本工業規格表示許可工場

有限
会社

森崎窯業所

遼摩郡温泉津町井田

☎(08556)6-0111(代)

大田邇摩法人会会報 第4号

昭和57年12月20日発行

発行所 大 田 邇 摩 法 人 会

編 集 広報部会 部長 渡 辺 常 弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2-0765

印 刷 月 橋 印 刷

大田市鳥井町鳥越(工業団地内)

TEL (08548) 2-0540